

山LP協第 135 号
令和5年 2月21日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 床 西 悟 (印略)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び
関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する
規程(案)等に対する意見募集について(お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

この意見募集は、令和5年1月26日付け山LP協第130号においてお知らせしました液石法における都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する政令および省令が改正されたことを受け、液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準の改正案について経済産業省ガス安全室が行うものであり、山口県内には指定都市はなく、直接の該当はありません。

なお、本改正案に対するご意見を提出された場合は、当協会にもご一報くださるようお願いいたします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail:yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

正会員各位

(一社) 全国LPガス協会

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程（案）等に対する意見募集について
(お知らせ)

標記につきましては、令和5年1月25日付け全L協保安・業務G4第179号において、液石法における都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する政令および省令が改正されたことをお知らせいたしました。

それを受け、液石法および関係政省令の運用及び解釈の基準の改正案について経済産業省ガス安全室より標記意見募集が以下のe-GOVに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出（令和5年3月16日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

[e-GOV意見募集掲載アドレス]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123012&Mode=0>



[主な改正概要]

販売事業者の登録番号および保安機関の認定番号については、指定都市の意向により変更する可能性がある。

立入検査、特定消費設備に係る事故届等及び山小屋等に係る特則承認に関する審査について、指定都市に移譲される。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、橋本

[トップ](#) > [案件一覧](#) > 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程（案）等に対する意見公募

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程（案）等に対する意見公募

募集中

[facebook](#)

[twitter](#)

カテゴリー	国民生活の安全・安心の確保
案件番号	595123012
定めようとする命令などの題名	「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」、「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について」及び「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）を制定する規程」
根拠法令条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第16条の2、第27条、第29条、第34条、第83条、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第13条、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第4条、第17条、第30条、第140条、第141条、第142条、液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2023年2月15日
受付開始日時	2023年2月15日0時0分
受付締切日時	2023年3月16日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領	PDF
命令などの案	「液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準」及び「液石法施行規則の機能性基準の運用」（案）新旧対照表	PDF
	「液石則第9 3条の2、第9 6条並びに液石法施行規則第1 3 1条第2項の運用について」（案）新旧対照表	PDF
	「山小屋等に係る液石法施行規則第1 7条の規定に基づく特則承認に関する審査等について」（案）新旧対照表	PDF
関連資料、その他		
資料の入手方法	—	
備考		
問合せ先 （所管省庁・部局名等）	経済産業省産業保安グループ	ガス安全室

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見入力へ](#)

[戻る](#)

[このサイトについて](#) [ご利用にあたって](#) [利用規約](#) [個人情報取扱方針](#) [稼働状況](#) [お問合せ](#) [サイトマップ](#)

Copyright © Digital Agency All Rights Reserved.